


# 米子市リサイクル推進員

## 参考資料

米子市市民生活部 クリーン推進課

 23-5300

### 目 次

ページ

ボランティア清掃の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・	1, 2
市が収集したごみと資源物の処理又は再生利用のフロー図・・・・・・・・	3
循環型社会を実現するための取組の優先順位・・・・・・・・	4
「ごみの持ち去り行為の禁止」について・・・・・・・・	5

# ボランティア清掃の手引き



ご協力ありがとうございます！

ボランティア清掃を実施していただくにあたって、  
手続きの方法やお願いしたいことについてお知らせします。

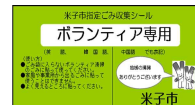
## ボランティア清掃って？

道路・公園・河川・海岸などの公共の場所の清掃をいいます。民有地や集合住宅、会社の敷地内などの清掃は、ボランティア清掃に該当しません。

## どうやって実施するの？

ボランティア清掃には、指定ごみ袋や旧袋（米子市推奨ごみ袋や淀江町区域指定袋）ではなく、ボランティア専用袋・収集シール（ボランティア専用袋に入らない場合）を使用してください。

ボランティア専用袋・収集シールは、公共の場所を清掃していただける方であれば、団体、個人を問わず無料でお渡します。



## ボランティア清掃のながれ

- ① 申請・連絡 事前（清掃実施予定日の一週間程前まで）に収集、袋・シールの交付の申請手続きをしてください。
- ② 交 付 申請に基づき、ボランティア専用袋・収集シールをお渡しします。
- ③ 清 掃 天候の理由等により、清掃日を変更する場合は、連絡をお願いします。
- ④ 収 集 清掃日の翌日以降（土日祝日の場合は次の平日）に収集します。

## ボランティア清掃ごみの持ち出し方、収集方法は？

- ボランティア清掃で出たごみは、分別してください。
- 収集方法はごみの量によって異なります。

### 【10袋程度まで】

家庭ごみの収集日にごみ置き場に出してください。通常のごみと一緒に収集します。この場合は、収集依頼の連絡は必要ありません。

ごみ置き場に出せないときは、個別に収集しますので、クリーン推進課にご連絡ください。

### 【10袋程度より多いとき】

個別で収集しますので、クリーン推進課にご連絡ください。

## 手続きの方法は？

下記の課で申請をお願いします。

- 1 クリーン推進課 (米子市クリーンセンター1階 米子市河崎 3280-1) TEL23-5300)
- 2 市民二課 (米子市役所 1階 米子市加茂町一丁目 1) TEL23-5378)
- 3 地域生活課 (淀江支所 米子市淀江町西原 1129-1) TEL56-3113)

## ボランティア清掃ごみの分別の仕方

可燃ごみ、不燃ごみ、缶・ビン類、ペットボトルの4種類に分けて集めてください。

ごみ置場に出すときも、分別して出してください。

※ご注意いただきたいもの

種類	分別	備考	
剪定枝や草など	可燃ごみ	ごみ袋に入れるか、長さ90cm、直径40cm程度にひもで束ねてください。 ※直径10cmを超える丸太等は、収集できませんので、クリーン推進課にご連絡をお願いします。	
白色発泡スチロール ・発泡トレイ (汚れたもの)	可燃ごみ		
空缶・ビン	きれいなもの	缶・ビン類 食品用以外のものは不燃ごみです。	
	汚れたもの	不燃ごみ 中をカラにしてください。	
ペット ボトル	きれいなもの	ラベルは可燃ごみ 本体はペットボトル ふたは不燃ごみ	
	汚れたもの	本体は可燃ごみ ふたは不燃ごみ	中をカラにしてください。
ポリタンク・スプレー缶	不燃ごみ	できればスプレー缶は別の袋に集めてください。	

## 不法投棄のごみを見つけたら…

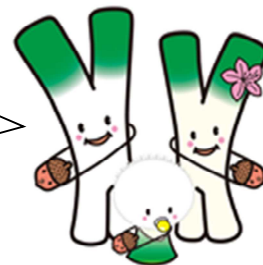
家電4品目や大型ごみ、注射針などの医療系ごみや消火器などの不法投棄物は、収集しないでクリーン推進課までご連絡をお願いします。



## これって、拾ったごみ？

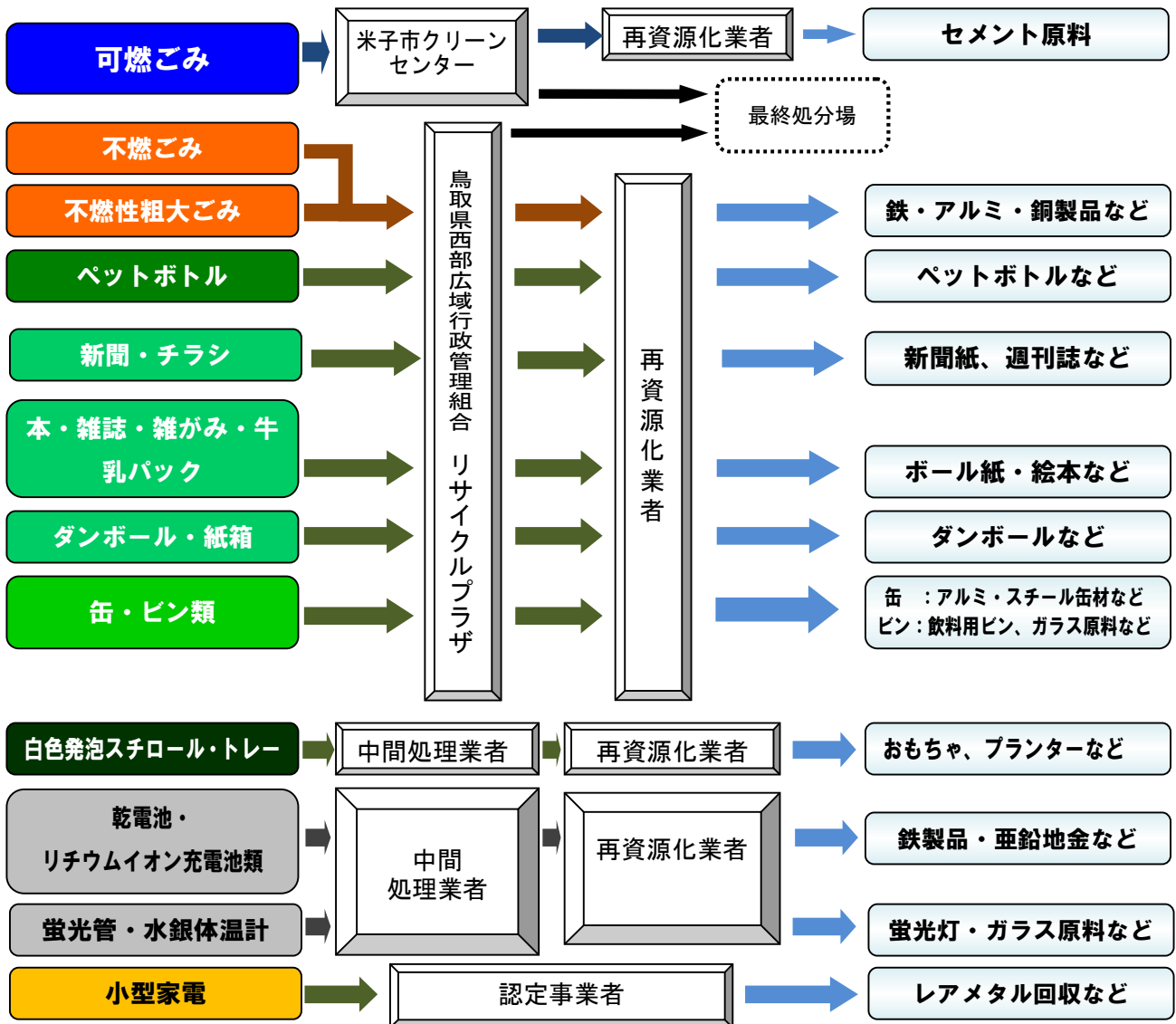
地域での清掃後に慰労としてジュースやビールの缶やペットボトルを配布されることもあるかと思いますが、そのような缶やペットボトルは持ち帰り、通常の収集日に出してください。

拾うごみの種類を分けると、  
ごみ袋も節約できるし、後で分別  
する必要もないね！



以上のことをご確認いただき、清掃活動をよろしくお願いします。

## 市が収集したごみと資源物の処理又は再生利用のフロー図



## 循環型社会を実現するための取り組みの優先順位

**STEP 1 リデュース** ごみになる物をできるだけ減らす  
〈ごみの発生抑制〉

**STEP 2 リユース** 不要になった物は、できるだけ繰り返し使う  
〈再使用〉

**STEP 3 マテリアル・リサイクル** 繰り返し使えない物は、  
〈原料として再生利用〉 資源としてリサイクルする

**STEP 4 サーマル・リサイクル** 資源として使えない物は、  
〈熱エネルギーとして利用〉 燃やしてその熱を利用する

**STEP 5 適正処分** どうしても捨てるしかない物は、環境を  
汚染しないように、きちんと処分する

循環的な利用

## 循環型社会の3つの柱

発生抑制	できるだけごみを出さない
循環的な利用	出ってしまったごみはできるだけ資源として使う
適正処分	どうしても使えないごみはきちんと処分する

## ごみの持ち去り行為を禁止します

市民のみなさんがごみステーションに適正に持ち出した不燃ごみや資源物などを、市が収集する前にトラックなどで持ち去る行為の目撃情報が寄せられています。

平成19年4月から、市または市の収集委託業者以外のものが、適正に持ち出された家庭廃棄物をごみの集積場所(ごみステーション)から収集することを禁止しています。

違反した者には、市長が禁止命令書を交付し、この命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処せられます。

なお、罰則は平成19年10月1日から施行しています。

### ※米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜粋)

(搬出された家庭廃棄物の所有権)

第11条 第9条第1項の規定に基づき集積場所に搬出された家庭廃棄物の所有権は、市に帰属するものとする。

(収集又は運搬の禁止)

第11条の2 市又は家庭廃棄物の収集若しくは運搬について市から委託を受けた者(次項において「市等」という。)以外の者は、前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、当該収集又は運搬を行わないよう命ずることができる。

3 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例(平成17年米子市条例第25号)第3章の規定は、適用しない。

(罰則)

第30条 第11条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

#### 【市民のみなさまへのお願い】

- ・ 持ち去り行為を見かけられた場合は、クリーン推進課に情報提供(日時、場所、車のナンバー、状況など)をお願いいたします。
- ・ ごみステーションの清掃や違反ごみの整理などはこの条例の禁止行為にはあたりません。
- ・ 資源回収団体につきましては、通常のごみの集積場所と区分して団体専用の置場を設置していただきますようお願いいたします。

#### 【市及び委託業者の判断基準】

- ・ 市の収集車は「米子市」と表示しています。
- ・ 市の収集委託業者の車両は「米子市委託」と表示しています。
- ・ 収集は午前8時30分から開始します。